

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

❖十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶

QRコードは関デンソーウェブの登録商標です。



❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

マイナンバーカード臨時窓口

とき 8月12日(月)

午前9時～午後1時

(受け付けは午後0時30分まで)

ところ 市民課(本館東側出入口をご利用ください)

必要なもの 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、または保険証と診察券 など)

※本人確認書類をお持ちでない場合は受け付けできません。

※15歳未満の人は、同じ世帯の法定代理人も同伴してください。

※公金受取口座の登録を希望する人は口座情報が分かるものも必要です。

※予約不要です。

※マイナンバーカードに関する手続き以外の業務は行いません。

問市民課 ☎ 0176-51-6755

令和6年度十和田市戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた方々を追悼し、平和への誓いを新たにすするため、戦没者追悼式を行います。

とき 8月20日(火) 午前10時～

ところ 市民文化センター

問生活福祉課 ☎ 0176-51-6718

中学生・高校生の皆さんへ 「こどもの居場所」に関する アンケート調査ご協力をお願い

市では「第三期十和田市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市内に住む高校生までの皆さんを対象に「こどもの居場所」に関するアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いします。

対象 本市に住む中学生・高校生など

回答期限 8月30日(金)

問子ども支援課

☎ 0176-51-6717

回答はこちらから▶



全国瞬時警報システム(Jアラート)による訓練が実施されます

災害や武力攻撃などに備え、Jアラートを用いた全国一斉の情報伝達訓練が行われます。

とき 8月28日(水) 午前11時

訓練内容 防災行政無線(屋外スピーカー)と戸別受信機(防災ラジオ)から、音声放送されます。

放送内容 ▶上りチャイム音▶音声「これはJアラートのテストです」(3回繰り返し)▶下りチャイム音

※「駒らん情報めーる」「市LINE」に登録している人にも訓練内容が送信されます。実際の災害と間違わないようご注意ください。

問総務課 ☎ 0176-51-6703



定例労働相談会

労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

ところ 青森県労働委員会(青森市新町2丁目2-11 東奥日報新町ビル4階)

とき	
8月6日(火)	13:30～15:30
9月3日(火)	13:30～15:30
9月8日(日)	10:00～12:00

問青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9832 FAX 017-734-8311

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を忘れずに

病気やけがなどにより、毎月の医療費が高額となる人は、認定証を医療機関に提示することで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額となります。

必要な物 ▶国民健康保険被保険者証▶世帯主と交付対象者のマイナンバーが分かるもの▶現在お持ちの認定証(認定証を更新する人)

電子申請でも受け付けています▶



※認定証を更新する人は8月30日(金)までに更新の手続きをしてください。新たに認定証を希望する人は、随時受け付けています。※マイナンバーカードを保険証として利用する場合、オンラインで資格情報を確認できるため、医療機関の窓口で認定証を提示しなくても、医療費の支払いが一定の限度額までとなります。

※国民健康保険税を滞納している人には交付できません。

申問国保年金課 ☎ 0176-51-6750

ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を新たに受けようとする人は申請が必要です

8月から判定年度が変わり、前年の所得で判定されます。現在該当となっていない人でも、所得の減少、扶養人数の増加などの理由があれば対象となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

対象 市内に住所を有する18歳までの子どもがいるひとり親家庭

必要な物 ▶健康保険証(本人と子どもの分)▶マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カードなど)(本人と子どもの分)▶戸籍謄本(本人と子どもが載っているもの)

※戸籍謄本は有料ですので、窓口で所得の判定を受けてから取得してください。

申問子ども支援課 ☎ 0176-51-6716